

平塚市監査委員 市川喜久江  
 同 井澤郁人  
 同 片倉章博  
 同 金子修一

**監査の結果により講じた措置について（公表）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象団体  
 企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）
- 2 監査実施日  
 令和4年9月26日
- 3 監査結果の公表日  
 令和4年10月24日（平塚市監査委員公表第17号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>その他                      （要望事項）                      （1） 収益事業における駐輪場や駐車場の管理運営について、近年、他自治体等においては様々な手法を活用することにより、市民にとって利便性の高いまちづくりの実現を目指す事例が見られる。この点について、本市では公益財団法人平塚市まちづくり財団が市の事業を補完し、市と共同で、あるいは市に代わってまちづくりを進めてきたことは十分に理解するところである。今後も、変わりゆく社会情勢を踏まえ、駐輪場や駐車場等の有効利用について、財団としてのノウハウを活用した政策的な提言を実行するなど、市の関係課とより一層連携して魅力的なまちづくりを実現し</p>	<p>その他                      （1）  <b>【公益財団法人平塚市まちづくり財団】</b>                      駐車場や駐輪場を取り巻く環境については、新型コロナウイルスによる生活様式の変化や民間経営による施設の増加等を要因として大きく変わりつつあります。市の外郭団体である当財団がこれまで培ってきた管理運営のノウハウを生かしていくとともに、社会情勢を的確に捉え、市とともに活力あるまちづくりを推進します。  <b>【資産経営課】</b>                      公益財団法人平塚市まちづくり財団は、市民の文化・スポーツ・まちづくりの振興等公益目的事業を市民に継続的に提供していくため、収益事業</p>

<p>ていくことを要望する。</p> <p>また、市所管課には今後も指導的な役割を期待するとともに、先進事例の研究等により必要な見直しがあれば、あわせて進められたい。</p>	<p>である駐輪場及び駐車場の管理運営を本市と連携し行っています。</p> <p>駐輪場及び駐車場の管理運営については、引き続き財団と連携し、他市の事例等を参考にするなど、市民の利便性の向上及び効率的・効果的な管理運営を図ってまいります。</p>
---	---

以 上